

園芸産地継承システムづくり支援事業実施要領

制定 平成30年4月25日第201700326694号
鳥取県農林水産部長通知

第1 趣旨

園芸産地継承システムづくり支援事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、園芸産地継承システムづくり支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月25日付第201700326694号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

高齢化等の影響から、リタイヤによって園芸産地の農家数が減少してくる中、今後の産地維持・発展のためには各経営体の規模拡大や後継者の育成が急がれる。そのため、産地の生産組織等が主体となり、各農家の経営継続等の意向を踏まえた産地の維持・発展のための人材確保対策や農地・機械等の継承対策を内容とした「将来ビジョン」を策定し、このビジョンに沿って優良園の維持管理や継承者の確保・育成などに取り組み、園芸産地を継承する体制づくりを進める。

第3 事業実施主体

要綱に定められた申請、実績報告等については、農業協同組合が行うこととし、「将来ビジョン」の作成、優良園の維持管理などは生産組織等が主体となって行うこととする。

第4 事業内容

1 将来ビジョンの作成

- (1) 「将来ビジョン」には、生産組織等がアンケート等によって各農家の経営継続等の意向を確認し、産地の維持・発展に向けた将来像を話し合っ
て定めた目標と目標達成に向けた方法を記す。
- (2) 「将来ビジョン」に記す項目は、以下を参考に作成する。
 - i) 現状と目標
栽培面積、販売額、生産者数、新規就農者数
 - ii) 人材獲得に向けた動き
募集人数と募集する人材像、新規就農者等の募集方法（就農後の経営試算モデルの作成、産地PRや就農相談会への参加等）、情報発信の方法（広告作成やHPの活用等）
 - iii) 受入体制の整備
研修スケジュール、研修地、研修受入農家、住居、農地・機械施設等の継承、研修後のサポート体制
 - iv) 優良園の維持管理
継承する優良園地の選別方法、生産組織等が行う管理体制（管理方法、人員等）
- (3) 2、3または4の事業を行う場合は、「将来ビジョン」の作成を必須とし、事業開始年度実績報告までに県へ「将来ビジョン」を報告することとする。

する。

(4) 事業実施期間中に「将来ビジョン」を見直した場合には、速やかに報告することとする。

2 優良園の維持管理（果樹）

優良園の年間維持管理を行う場合、梨：4,000 千円/ha、柿：2,000 千円/ha、ブドウ：2,000 千円/ha を助成し、県が1/2、市町村が1/2を負担する。

3 優良農地の受入条件準備（野菜）

優良農地を継承するための準備として、耕耘、除草、排水対策（暗渠・明渠）、防風樹等、軽微な圃場条件の改善や維持管理を行う場合、1 ha あたり300 千円を上限として、県が1/2、市町村が1/2を負担する。

4 継承者募集及び先進地調査

(1) 継承者を確保するため、継承者募集を目的とした産地PR、就農相談会への参加及び産地継承を行う先進地調査（事業実施の1年目に限る）、就農体験ツアーの開催（移住関連事業が活用できない場合に限る）及び退職就農者を対象とした技術研修の実施等に要する経費を対象とし、1地区200千円を上限として、県が1/2、市町村が1/2を負担する。

(2) 第4の4(1)の事業を行ったにも関わらず、交付決定を行った年度内に、事業実施主体が就農相談会等（県内県外を問わない）へ参加しなかった場合は、第4の4(1)の事業にかかる補助金を返還しなければならない。

5 新規採択は令和2年度までとし、1地区の事業対象期間は平成30、令和元年度採択は採択年度から最長3年間、令和2年度採択は採択年度から最長2年間とする。

第5 事業実施手続き等

1 事業実施主体は別記様式1号により園芸産地継承システムづくり支援事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、事業実施主体から1に掲げる実施計画書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認められた場合は、所管の地方事務所長へ報告するものとする。

3 地方事務所長は、市町村長から実施計画書の報告があったときは、その内容を確認し、適当と認められた場合は、事業実施主体及び市町村長へ交付申請の時期を定めるものとする。

第6 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、別記様式1号により園芸産地継承システムづくり支援事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、実績報告とあわせて市町村長へ報告するものとする。

2 市町村長は、受理した実施状況報告書の写しを速やかに所管の地方事務所長に提出するものとする。

第7 補助金の返還

(1) 事業開始年度中に「将来ビジョン」が作成されなかった場合は、補助金を全額返還しなければならない。また、「将来ビジョン」に沿った優良園の維持管理や優良農地の受入条件準備、継承者確保のための活動が適切に行

われていると認められなかった場合、知事は補助事業者に対し、補助金の返還を求める事ができる。

- (2) 第4の4(1)の事業を行ったにも関わらず、交付決定を行った年度内に、事業実施主体が就農相談会等(県内県外を問わない)へ参加しなかった場合は、第4の4(1)の事業にかかる補助金の全額を返還しなければならない。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要領は、令和2年3月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。